

# 猟銃をお持ちの猟友会員のみなさまへ

鳥獣被害防止特別措置法の改正等により、一定の要件に該当する**有害鳥獣捕獲従事者**は銃砲の追加所持許可または更新申請の際に、銃刀法で義務付けられた**技能講習が免除**されることとなりました。免除の適用を受けるには警察署での手続きの際に、**市が発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書が必要**となります。

## 1. 講習免除の要件

- 銃砲の追加所持許可または更新申請時点において長野市鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣（イノシシ、カラス、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カワウのいずれか）の**捕獲従事者**であり、申請日前**1年以内**に猟銃を使用した特定捕獲等に**1回以上**参加していること
- 申請日前**3年以内**に銃刀法上の指示処分を受けていないこと

## 2. 免除が適用される申請期間

- 鳥獣被害対策実施隊員**  
当分の間
- 鳥獣被害対策実施隊員でない従事者  
令和9年4月15日までの間

## 3. 対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付手続きについて

- 申請できる場所  
森林いのしか対策課（市役所第二庁舎8階）  
豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各地区にお住まいの方は管轄する支所担当の窓口
- 申請時に必要な書類等
  - (1) 対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付申請書（上記窓口にも用意しています）
  - (2) 猟銃で捕獲（止め刺し含む）した、または、捕獲に参加したことが確認できる書類  
（例）出役簿、捕獲補助金の証拠写真、実包管理状況の記録、特定捕獲の参加記録など  
※捕獲または捕獲に参加したことが確認できる書類をお持ちでない場合は、第三者（対策協議会事務局、一緒に捕獲に参加した支部長・猟友会員など）に証明をしていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。
  - (3) 猟銃所持許可証（本人確認及び更新対象の銃の確認に使用。提示のみ）

## 4. 注意事項

- 銃砲所持許可証の用途欄に「有害鳥獣駆除」の記載がない銃の更新の際には、証明書は発行できません。
- 対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付は1週間程度日数を要しますので、余裕を持って申請してください。（即日交付はできません。）

＜お問い合わせ先＞ 長野市農林部森林いのしか対策課 電話 224-8470